

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休日は、
翌日)
(当日の
翌日)

目 次

◇ 告 示

示

字の区域の変更(地方課)

身体障害者福祉法による医師の指定(社会課)

生活保護法による医療機関の指定(〃)

生活保護法による診療所の廃止(〃)

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの(保険課)

土地改良法による換地計画の決定(農村整備課)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(三件)(〃)

土地改良法による換地処分(〃)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)

保安林の指定の解除(造林課)

保安林の指定の解除予定(〃)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定(水産課)

都市計画法第六十六条による告示(下水道課)

鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)

教育委員会の招集(総務課)

遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◇ 教 委 告 示

遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第九十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による尾田地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和六十三年二月一日現在の地番による。)
尾田字外輪谷	尾田字外輪谷の全域
尾田字金谷峰	尾田字金谷峰二九六の七八、二九六の七九
尾田字東谷	尾田字東谷二九七の二、二九八の二、二九九、三〇〇の二、三〇一の二、三〇二から三〇四まで、三〇五の一部、三〇六の二の一部、三〇七の九
尾田字金谷峰	尾田字金谷峰のうち二九六の七八、二九六の七九以外の区域

尾田字東谷	尾田字東谷のうち二九七の二、二九八の二、二九九、三〇〇の二、三〇一の二、三〇二から三〇四まで、三〇五の一部、三〇六の二の一部、三〇七の九八、三〇七の九九以外の区域
尾田字ゴゴロ	尾田字ゴゴロのうち二二九の二の一部以外の区域 尾田字東谷三〇七の九八 尾田字盗人谷三一〇の二、三一一の二、三一二の三の一部
尾田字穴田	尾田字穴田のうち二三〇の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域
尾田字奥田	尾田字ゴゴロ二二九の二の一部 尾田字穴田二三〇の二及びこれと一体をなす国有地 尾田字奥田のうち二四二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 尾田字盗人谷三一二の三の一部、三一二の八三から三一二の八七まで 尾田字二子塚三一五の一六五、三一五の一六六から三一五の一六八までの一部 尾田字柳谷三一九の一〇、三一九の一四、三一九の三六から三一九の四三まで及びこれらと一体をなす国有地
尾田字二子塚	尾田字奥田二四二の一部及びこれと一体をなす国有地 尾田字二子塚のうち三一五の一六五、三一五の一六六から三一五の一六八までの一部以外の区域
尾田字盗人谷	尾田字盗人谷のうち三一〇の二、三一一の二、三一二の三一、三一二の八三から三一二の八七まで以外の区域

尾田字柳谷
尾田字柳谷のうち三一九の一〇、三一九の一四、三一九の三六から三一九の四三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第九十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和六十三年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
眼 科	視覚障害	浜 本 順 次	倉吉市東昭和町一五〇 鳥取県立厚生病院
耳鼻咽喉科	聴覚、平衡、音 やぐ言語又はそし やく機能障害	川 本 久 雄	東伯郡東伯町大字保五十二 川本医院
耳鼻咽喉科	聴覚、平衡、音 やぐ言語又はそし やく機能障害	辻 田 哲 朗	境港市米川町四四 鳥取県済生会境港総合病院
耳鼻咽喉科	聴覚、平衡、音 やぐ言語又はそし やく機能障害	中 島 幹 夫	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院
耳鼻咽喉科	聴覚、平衡、音 やぐ言語又はそし やく機能障害	門 脇 敬 一	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院
耳鼻咽喉科	聴覚、平衡、音 やぐ言語又はそし やく機能障害	藤 田 和 寿	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院

耳鼻咽喉科	聴覚、平衡、音 声言語又はそし やく機能障害	竹内裕美	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院
脳神経内科	肢体不自由	原田英昭	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院
内科	心臓又は腎臓機 能障害	木村宏八	八頭郡智頭町大字智頭一八 七五 国民健康保険智頭病院
内科	心臓、腎臓又は 呼吸器機能障害	佐々木滋	気高郡鹿野町大字今市二四 二 鹿野温泉病院
内科	腎臓機能障害	上榎次郎	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院
内科	腎臓機能障害	牟田俊幸	米子市皆生新田八一 山陰労災病院
外科	ぼうこう、直腸 又は小腸機能障 害	長石泰一郎	八頭郡智頭町大字智頭一八 七五 国民健康保険智頭病院
外科	ぼうこう、直腸 又は小腸機能障 害	山根歳章	八頭郡智頭町大字智頭一八 七五 国民健康保険智頭病院
泌尿器科	ぼうこう又は直 腸機能障害	大橋洋三	鳥取市幸町七一 鳥取市立病院

鳥取県告示第千九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十三年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
谷口齒科医院	八頭郡八東町大字北山九六一一	昭和六十三年八月十一日
本田医院	米子市八幡七〇三一	昭和六十三年八月十六日

鳥取県告示第千九十六号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
本田医院	米子市八幡七〇三一	昭和六十三年七月三十一日

鳥取県告示第千九十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康

保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第
三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
松本浩孝	鳥国医第三、七九三号	昭和六十三年七月二十一日
村上博	鳥国医第三、七九四号	"
宮澤裕	鳥国医第三、七九五号	"
大野康彦	鳥国医第三、七九六号	"
高井宏司	鳥国医第三、七九七号	"
高井一岳	鳥国医第三、七九八号	"
木内誠	鳥国医第三、八〇七号	昭和六十三年八月十一日
山田理	鳥国医第三、八〇八号	昭和六十三年八月十六日
長谷川賢作	鳥国医第三、八〇九号	"
伊藤和行	鳥国医第三、八一〇号	"
小川真滋	鳥国医第三、八一一号	"

中村喜一	鳥国医第三、八一三号	昭和六十三年八月二十四日
百田靖	鳥国医第三、八一四号	"
山形泰司	鳥国医第三、八一五号	"
津田公子	鳥国医第三、八一六号	"
西孝之	鳥国医第三、八一七号	"
永島英樹	鳥国医第三、八一八号	"
倉信央記	鳥国医第三、八一九号	"
高通也	鳥国医第三、八二〇号	"
米田由美子	鳥国薬第六六七号	昭和六十三年八月六日
前田純子	鳥国薬第六六八号	昭和六十三年八月十一日
遠藤美子	鳥国薬第六七〇号	昭和六十三年八月九日

鳥取県告示第九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の
規定に基づき、県営土地改良事業に係る光徳地区第三工区の換地計画を定
めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定によ
り告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十一月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第九十九号

財団法人鳥取県農業開発公社が行う土地改良事業に係る大成地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十一月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千号

那家町が行う土地改良事業に係る上津黒地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十一月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百一号

東郷町が行う土地改良事業に係る勝負谷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十一月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉吉市農業協同組合が行う土地改良事業に係る尾田地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千百三号

福部村が行う土地改良事業（団体営農道整備事業栗谷地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十一月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十三年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市夜見町字砂浜二 三〇九六の二〇（次の図に示す部分に限る。）

三〇九六の二三

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千百五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町福岡字山佐谷奥南平ノ二 一二九一の二

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

鳥取県告示第千百六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百五十八号）第百八条の二第四項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届

出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第二項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第四項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

昭和六十三年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
浦富加入区	漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業
淀江加入区	

鳥取県告示第千百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画下水道事業 天神川流域下水道

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分

昭和四十九年四月鳥取県告示第百六十一号、昭和五十三年三月鳥取県告示第百五十三号、昭和五十四年四月鳥取県告示第百三十七号、昭和五十八年三月鳥取県告示第百八十号、昭和六十年三月鳥取県告示第百六十号及び昭和六十二年三月鳥取県告示第百七十一号の事業地のうち倉吉市耳字大地木及び字横道地内において事業地を変更する。

鳥取県告示第千百八号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和六十三年十一月二十四日から施行する。

昭和六十三年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第二号の表の株式会社鳥取銀行の項中

若桜支店

八頭郡若桜町
大字若桜

改める。

若桜支店	八頭郡若桜町 大字若桜
八東支店	八頭郡八東町 大字北山

を

に

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十九号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十三年十一月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

- 一 日時 昭和六十三年十一月二十四日(木) 午前十時三十分
- 二 場所 鳥取市東町二丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
 - 1 昭和六十四年度鳥取県立高等学校募集生徒数について
 - 2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十三年十一月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
	エキサイトキングⅣ	株式会社ニューギン
	タイフーンⅢ	
	ショットガン	
	サクラ	
	フラッシュセブン五	
	フラッシュセブン三A	株式会社まさむら遊機

<p>回胴式遊技機</p>	<p>ぱちんこ遊技機</p>								
<p>バニーガール</p>	<p>アルファローズ</p>	<p>ジェットライン</p>	<p>Jr. スーパーブラザース</p>	<p>プレジデントP-五</p>	<p>スーパーキャットIII</p>	<p>ミリオンキング</p>	<p>テクノポリスII</p>	<p>ビッグドーム</p>	<p>スーパーフライト</p>
<p>有限会社オリンピア物産</p>	<p>株式会社大同</p>		<p>株式会社ソフィア</p>		<p>株式会社平和</p>				

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百円(送料を含む)】